

我が国における
相撲の発生に関する研究

山
田
知
子

- 一 問題の所在
二 凶事を払う相撲
三 陵墓における相撲
四 土師部と神人による相撲
五 鎮魂の芸能としての相撲
- 一毫
一糸
一糸
一糸
一糸

一 問題の所在

滋賀県日野町中山では、毎年九月一日に野神祭が行なわれている。

村はずれにある小高い丘陵の頂上に石を敷きつめて竹矢来をめぐらし、そのなかで小笠原流の作法で宴を催し、そのあと子どもがでて神の相撲が行なわれる。

この神の相撲は、「これが今日の神の相撲、大相撲始まり、大手よし、かーち一番、今度の勝負で突倒せ」と掛け声だけは勇ましいが、子ども一人がむかい合って立ち、行司役の青年が二人の間に割って入ると可愛いゝ四股を踏むだけで終るものである。

これが済むと、二つの地区から持ち寄った芋(すいき芋)の長さを競べ合う。その長短によって吉凶を占うのだそうである。

私は、この野神祭で行なわれている相撲が、現代では相撲といえば大相撲といわれるほど一般的になつてゐる相撲の形とあまりにも違つていてことに不思議を感じた。

相撲は、現代の日本には、スポーツ市場といわれるほど外来のスポーツがとり入れられ、普及しているなかで、我が国の伝統競技として、多くの人々に愛好されている。

その歴史は古く、平安時代、朝廷の節会でもおこなわれており、これまで現代の相撲は、この節会相撲に由来しているといわれて來た。又、その発生についても諸説があるが、いずれもあまり明らかにされていないようと思われる。

私は、ここでもうひとたび、相撲の発生について考究してみようと思う。

「すもう」をあらはす文字には、相撲、角力、挙力、角觚がみられる。又我が国では、相撲を「すまふ」という日本語にあって理解してきた。「すまふ」という語は「すまひ」から由来し、「すまひ」は「相舞」「素舞」とも記されたりしている。

この研究では、「すまふ」を本文においては「相撲」という文字で記し、文献中の文字は原文通り使用していくことにしたい。

これまで相撲については、かなり研究されているようであるが、文献や論文は意外に少ない。

まずここでは、スポーツ辞典⁽¹⁾と和歌森太郎氏著『相撲今むかし』⁽²⁾を手がかりにして、「相撲の発生」について、現在においてとらえられているいくつかの知見を探ってみたい。

最も一般的には、スポーツ辞典が説明する相撲であろう。この辞書では諸家の説をまとめて、つぎのように記している。

「すもうは、人類の本能的力技の一種とみてよく、各々の国や地域によって、考究、発達したレスリング、ボクシングその他各種の異なる力技と共通性を有する。五千年程前のものといわれるバビロニア（現在のイラン）の遺跡から発見された、青銅の人形に締め込みをした人物が四つに取り組んだ相撲に類似したものがある。その他にもエジプトのベンハッサンの横穴、中国の鴨緑江中流の通溝にある高句麗の古墳に相撲図があり、古い仏教の経文に相撲、相投等の文字がある。更に中国の角觚や拳法、タイ国の国技キックボクシング蒙古や朝鮮とは関連があることは認められ

る。

日本の相撲は、日本民族の生活に即して発達し、古くから国民の鍛錬要目として奨励され、神事芸能として、運勢を占う重要な地位をしめ、やがてプロが発生して、慰楽の対象となり大衆に愛好されてきた。」

ここからは、相撲のあらましは理解できるとしても、発生について、より確かなことは得られない。

つぎに、和歌森氏が、その著『相撲今むかし』の「相撲の発達」のところで述べておられる「相撲のおこり」に眼をとめてみる。ここでは大凡つぎのようにとらえられている。

まず「相撲をとるということは本能的仕業である。」と書き起されている。

相撲が本能かどうかわからないが、人間のおこなう身体的動作の多くは、文化をもたない遠い祖先が生きるためにおこなってきたものであることは間違いない。だから発生を問うてゆきつくところまで遡のぼつたら、あるいは、此処にたどりつくかも知れない。氏がいわれるよう、本能的仕業に発生をもとめるなら、相撲は日本固有のものではないであろう。

ついで「日本の相撲は『力くらべの競技（力技）としておこったのではなく、舞踊のような芸能、しかも宗教的意味をもつた芸能から由来するという説もある』」が、このような説を肯定したくなるほど日本の相撲には芸能的因素や性質があるともいえるけれど、一方では、神の前で力くらべをして勝敗を競い合いながら、勝者には神の恩寵と加護があり、幸せがえられるとの信仰も、ごく古くから日本人がもち伝えてきたので、信仰的なものを媒介にして、相撲と力くらべとが結びついて、日本の相撲を育てるようになり、「相撲」を「そもそも」とよばずに、「すまひ」→「すまふ」とよぶようになったのである。」とのべられている。

ここに、相撲が舞踊のような芸能、しかも宗教的意味をもつた芸能から由来するという説を紹介され、芸能としての相舞と神事としての力くらべとが結びついて日本の相撲を育てるようになったという、一応発生点を打ち出しておられる。そしてさらに、七夕や節会の相撲に言及される。

「一年の後半期における、いわば正月に相当するこの七月は、いよいよ米の稔り如何が最も気がかりな頃である。」
「この折に、米作の成果があがることを、祖靈を迎えて祈念する祭を行うとか、その豊凶如何と出来ばえをあらかじめ占なっておきたいという気持を民衆は持っていた。」「このような稲作を中心とする農業生産の上で重要な折り目となるときに、…田の出来がよいかを占うことは、農民にとり自然の要求としてあった。そのような占を、年占と一般によんできた。」すなわち、神の前で相撲をおこない、勝敗を競いながら、勝者には神の恩寵と加護があり、幸せが保たれるものとの信仰によって、年占として民衆の間で行なわれてきたといわれ、さらに「こうした七夕のころの年占としての相撲の民俗を基底にして、相撲節会も成立し、七夕における野見宿禰の相撲の話も出来たのだと私は理解している。」とのべておられる。

また「神職ではなく、氏子側からで、神主の役を務めたり、神職の補佐をしたりする頭役とか頭人、当屋を選ぶにあたって、候補者に相撲をとらせ、その勝者に、これをあてるしきたりを伝えているところもある。

神の意志によって相撲に勝つことが出来、つまり指名をうけたものと見てきたのである。」とのべられていくが、たしかに神意を知る神事として、年占としての相撲も、現在各地にみることが出来る。

和歌森氏は、『講座日本風俗史 I⁽³⁾』でも「相撲のおこり」について論述されている。

ここでも前記『相撲今むかし』での主張とほど同様であるが、あらたに注目したい点は「神事すもうが節会相撲の

崩れたものだとそれが地方に伝播したものであるとかいうわけにはいかない。もっと素朴な割合に単純な神事相撲が一般にあったようで、それが節会相撲化したものだとみるべきであろう。」とのべおられる個所である。神事相撲から節会相撲への系譜をたてよおられるわけであるが、それにしても、氏ものべおられるように、神事相撲は、年占だけではない。

このようにみてくると、相撲の発生点は、最も原初的スタイルとして、本能的仕業とみるもの、神事芸能としてみるものの、神事と力くらべが結びついたとしているもの、神占としているものなどを挙げることが出来るが、いづれが是なのかはつきりしない。まして、私が当初不思議に感じたとのべた、滋賀県日野町中山の神の相撲のもともとの発生点をとらえることは出来ない。

私は、この中山町の神の相撲も、年占の相撲も現在の大相撲も、その発生においては、もとは同じものであつたろうと思い、相撲はどのようなときにおこなわれていたのか、どのようなところでおこなわれてきたのか、どのような人によっておこなわれてきたのか、そしてその相撲はどのようなものであつたのか、について明らかにしていくことにより、相撲の発生についてあらたな知見を得たいと考える。

二 囚事を払う相撲

相撲は、どのようなときにおこなわれていたのであらうか。

文献の上で「すまふ」という語が最初にみられるのは、『日本書紀』の垂仁天皇七年七月七日の記事である。⁽⁴⁾ここには、当麻蹶速と野見宿禰が相撲をしたと記されている。

則當麻蹶速與_ニ野見宿禰_一 令_ニ捨力_一

垂仁天皇七年七月七日には、この相撲がどのようなものであつたかが記されているのみで、何故このときに相撲を行つたかについてはのべられていない。

しかしこの前文にあたる垂仁天皇五年十月一日の記事やその後文にあたる、十五年三月十日の記事の内容から推してみると、おそらくは人の死の衷をはらう行事としておこなわれたものではないかと考えられる。

まず、五年十月一日のところには、垂仁天皇の皇后狹穂姫の死が記されている。⁽⁵⁾

皇后狹穂姫は、天皇を殺せという兄狹穂彦の命令にさからひきれず、その反逆の謀に加担して、天皇を殺そうとしたが果せず、謀が露見したとき兄と共に稻城にたてこもり、兄の助命を嘆願したが許されなかつたため、自分にも罪があるから自ら命を絶つ「今不得免、乃知、妾有罪。何得_ニ面縛_一、自經而死耳」と稻城の中で炎に包まれて死んだ

「時火興城崩、軍衆悉走、狹穂彦與妹共死于城中」とある。

そして後文にあたる十五年二月十日のところには、丹波より五人の女性を後宮に召し、「喚_ニ丹波五女_一 納於掖庭_ニ」八月一日には、その五人のうちの一人である日葉酢媛命を皇后に迎えたこと「立_ニ日葉酢媛命_一為_ニ皇后_一」が記されている。

すなわち、人の不幸な死の話と、結婚という祝いごとの間に相撲の話を挟むという文章の構成になつていて、この構成を考えてみると、凶事をはらつて慶事をするときの行事として相撲がおこなわれたものと解することが出来る。つまり相撲は、凶から吉への転換期におこなわれたといえる。これを七月七日としたのは、中国の年中行事となつていた牽牛織女の星合いの七夕や、技芸の上達を祈る乞巧奠、衣類や調度品の虫干しを行う曝涼等の行事を

行う日に由来するものであろうとも考えられるが、我が国においても、古くから笹竹の棚をつくり祖先の靈を祭る行事が行なわれており、この日は「七度水浴びして七度着物を着替える」といわれるほど厳重に潔斎を行い、又牛を洗う、大掃除をする等すべてにわたって穢れを払い潔めなければならないとされて来たといわれている。

後に朝廷の節会の行事として七月七日に相撲が行なわれるようになったのも、中国の年中行事に見習つたものではなく、むしろ穢れのすべてを払い潔める我が国の季節の折目の行事に由来するものであるといえよう。

つぎに相撲の話がでるのは、『日本書紀』の雄略天皇十三年九月である。⁽⁶⁾

ここでは、自分は決して失敗しないと自負する木工韋那部真根を天皇が怪しまれて「而悟問曰」妥女に相撲をさせて試した

乃喚^ニ集妥女 使^テ脱^{ハシ}衣裙^ヲ 而著犢鼻 露所相撲^ヲ

とあるが、この話の前、秋八月に播磨の国の御井隈に住む妖怪変化を退治した話が記されている。すなわち、暴虐無人の文石小麻呂は、その家を焼かれたとき炎の中から馬のように大きな白狗に化けて暴れ出たが春日小野臣大樹といふ人に退治された。「時自^ニ火炎中、白狗暴出、逐^ニ大樹臣。其大如馬。大樹臣神色不^ハ變、拔^ハ刀斬之。即化^ニ為文石小麻呂。」というものである。

この話につづいて、妥女に相撲をさせた話となり、「竟不^ハ誤矣」といった真根が失敗し、「不^ハ覺手誤傷^ハ刀」の為に処刑されようとしたところを同僚に助けられたとあるところから考へると、決して誤まらぬ木工真根も、常人ならぬ妖怪変化の類と怪まれたのかもしれない。

そうするとこの相撲は、こうした魔物を退散させようとするとときにおこなわれたものと思われる。

つぎに文献の上で相撲の話が出てくるのは『日本書紀』の皇極天皇元年七月二十二日の朝庭における健児の相撲である。⁽⁷⁾ ここでは、

饗^ヒ百濟使人太佐平智積等於朝、乃命健兒、相撲於翫岐前

とあって、百濟の使者の饗応の席で相撲がおこなわれている。

これは一般には、単に百濟の使者へのもてなしであったととらえられているが、この前文をみると、五月二十一日には「翫岐從者一人死去」又同月二十二日には「翫岐兒死去」とあって、翫岐の従者や子供が死んでいる。そして、この時に翫岐夫妻が衷に臨まなかつたことを「凡百濟・新羅風俗有^ニ死亡者、雖父母兄弟姊妹、永不^ニ自看、以此而觀無慈之甚、豈別禽獸」ときびしく非難する言葉が記され、その後の六月十六日には、「微雨、是月大旱」つづいて七月九日には「客星入^ニ月」のような異変が記されているので、その後におこなわれた宴は単なる饗応を意味するものではなく旱魃や異変の原因と思われた、翫岐の従者や子供の死の穢れや、翫岐夫妻の人間とは思えない行為の罪をはらおうとするものではなかつたかと考えられる。

相撲がどのようなときにおこなわれたかが明らかに示されているのは、『統日本紀』の聖武天皇天平六年七月七日である。ここでは

天皇觀^ヒ相撲戲、是夕徒^ニ御南苑、命^ニ文人、賦^ニ七夕之詩

とあって、詩を詠じる七夕の行事が共に行なわれている。

朝廷において、特定の日に宴を催すことは古くからおこなわれていたようであり、七月七日も早くから節日として規定されていたようである。しかし相撲がいつ頃からこの日の行事になっていたのかは定かではない。文献の上で七

月七日の節日の行事として相撲が行なわれたことが記されるようになるのは、この時より以後のことである。

しかし、『類聚国史』によれば、天長三年六月には、七月七日に行なわれるべき相撲が、平城天皇の国忌によつて十六日に変更されており、その後も期日はしばしば変更されながら、貞觀十四年頃からは、七月下旬二十七・八日頃の日付けが記されるようになつてゐる。⁽⁸⁾

朝廷の節日の行事として行なわれた相撲は、又幾度か取り止めになつてゐる。たとえば、弘仁九年には「停節 為旱也」弘仁十四年には「諸国疫氣流行 百姓窮弊 乃停止貢相撲人」承和九年には「停相撲節以太上天皇不豫也」等とあり、旱魃や疫病流行によつて相撲人が集まらなかつたことや、天皇の病氣がその理由としてあげられてゐる。

『三代実録』には、貞觀五年五月二十日に、朝廷の御靈会が行なわれたことが記されてゐる。⁽⁹⁾「於神泉苑修御靈会」とあるがこの御靈会は、「近代以来 疫病繁發死亡甚衆 天下以為此灾 御靈之所生也 始自京畿爰及外國」毎至夏秋節 修御靈会 往々不斷」とあるように、すでに民衆の間で行なわれていたものである。

御靈会は、死者の靈を鎮め、惡靈を払うまつりであるが、ことに遺恨、怨念をもつて死んだ人の靈は、祟り易く災いをもたらしやすいので、これが原因となつて夏から秋にかけてさまざま災いが起るとされ、惡靈を慰撫し、鎮送するためにおこなわれて來たものであるといわれてゐる。この御靈会には、「或礼仏説經 或歌且舞、令童貫之子、靚粧馳射膂力之士祖楊相撲 騎射呈芸(以下略)」とあるようにさまざまなことが行なわれてゐるが、この中に相撲も含まれてゐるところを見ればやはり、凶事の原因をはらうという役割をもつてゐたものと思われる。そして、このような祟りやすい靈は、子孫の供養をうけることによつて鎮まり、淨められ、次第に神になると信じられていたといわれて、いることを考え合はせてみると、御靈会と同じ意味を持つ放生会や、山の神のまつり、野神のまつり、あるいは

川の神のまつりのときに相撲がおこなわれていてることも理解出来る。

以上、どのようなときに相撲がおこなわれたかをみてきた。おゝよそ、何らかの行事がおこなわれる場合、日時といふいわゆる「時」と同時に、何のためにおこなうかその目的が示される。ここで問うてきた「何々のとき」というのは、「時」と目的が設定されている意味を含んでいる。

三 陵墓における相撲

それでは、相撲はどのようなところでおこなわれてきたのであろうか。

文献の上で相撲がおこなわれた場所が記されるのは、前述の『日本書紀』の皇極紀にみえる健児の相撲が最初である。⁽¹⁰⁾

ここでは、

秋七月乙亥、饗^ニ百濟使人大佐平智積等於朝^ニ乃命^ニ健兒^ニ 相^ニ撲於^ニ越岐前^ニ

とあり、朝庭においておこなわれている。

同じく『日本書紀』の天武天皇秋七月三日には、

是日、大隅隼人與^ニ阿多隼人^ニ 相^ニ撲於^ニ朝庭^ニ

とあり、ここでも朝庭で行なわれているが、次代持統天皇五月二十一日には、

觀^ニ隼人相撲於^ニ西櫻下^ニ

とあって、法興寺（飛鳥寺）の櫻の樹の下の広場で行なわれている。

この槐の樹の下の広場では、『日本書紀』に、大化改新の際、天皇、皇祖母尊、皇太子が群臣を召集して、皇室、群臣の一心同体の誓いが行なわれたこと、天武天皇元年の壬申の乱の際には、近江方の使穗積臣百足等の軍營となつたこと、天武天皇六年二月には多禰嶋人を、持統天皇二年十二月には蝦夷を饗したこと等が記されており、朝廷の種々なる行事をおこなう場所であつたようである。

桓武天皇の平安遷都が行なわれて後の節会相撲は、『類聚国史』によれば、当初は、「延暦十二年七月九日 御馬坪殿觀_ニ相撲」又「延暦廿一年七月七日 御朝堂院觀_ニ相撲」とあつて朝庭で行なわれているが、大同二年七月七日には「御_ニ神泉苑觀_ニ相撲」とあり、平城天皇の頃からは神泉苑で行なわれている。

神泉苑は、のちに雨乞いの場所として有名になつたが、このころは、清水の湧き出る神聖な池のある地として、朝廷の御遊の場に選ばれたのであろう。

しかし、天長三年六月に、平城上皇の国忌を避けて、七月七日の節会が十六日に改められて後は、また次第に、豐樂殿、紫宸殿、南殿と朝庭でおこなわれるようになっていて、

古代における「まつりごと」は、神のまつりごとであると同時に、国の政りごとでもあつたといわれているから、朝庭は常に祭儀の場であり、神聖な地であると考えられていたのかもしれない。

節会での相撲には土俵はなく、平安朝廷の年中行事の儀式作法について記された大江匡房の『江家次第¹²』には、「久不決也、番被_ニ追下」「勝岡與_ニ恒昌決時、恒昌搔_ニ勝岡投懸於炬火屋而炬火屋之中有_ニ人推_ニ起之」等とあり、勝負が長びけば場所を移動させられたり、炬火屋に押し込むでも尚相撲がつづけられていることさえあつたと記されている。相撲の土俵が出来たのは、寛永十四年頃の作とされている『大友興廢記¹³』(古事類苑所収)によれば、天正年中豊後

の大友宗麟の臣に原大隅というものがおり、都から來た力士を迎えての勧進相撲の際、「大竹を未より一節づつまみひしき引割りて、本末を一つにねぢ合、大きな輪をつくりて、此輪より外へ足を踏出したらん者、相撲の負なりと勝負を定む」としたところからであるとされている。

この土俵に神を勧請することが、いつ頃から行なわれていたか定かではないが、『相撲私記』（古事類苑所収）に「寛政三年亥六月十七日、吹上にして相撲御覽の事あり」と記し、この時「土俵の中央に、青にぎて白にぎて数七つ神酒瓶子にふたつ、ほしがや、ほしごり、のしこんぶをあはせて三くさ、をしき二つものもりて、そなたにゐのむしろ四ひらしき」方屋開きを行つたとあり、相撲は神聖なる場でおこなうものとされていたことがうかがえる。

この土俵の周囲に立てられる四本柱は、『角力舊記』（古事類苑所収）の土俵の事に、「西東ニ方屋ト云フテ屋根アリ、雨暑ノ凌ギ也、四本柱ノ天井屋根也、是モ雨暑ノシノギ也」とあるが、その屋根は、現代に至るまでに入母屋流造、切妻造、神明造等数種が用いられており、おそらくは、神の降臨する場を現わすものではなかつたかと思われる。

古代の相撲が凶事の原因をはらうときにおこなわれていることから考へると、四本柱の発想は、惡靈を鎮送し、封鎖しておく御靈社や陵墓の殯にあつたのかもしれない。

五来重氏は、我が国の葬法の民俗的な特徴は殯であるといわれている。⁽⁴⁾

殯は、死んで間もない靈魂は、穢れが多く祟りやすいので、死靈が淨められるまでしっかりと封じ込んでおくために墓の上や周囲に巡らされた覆いや垣根であるといわれている。

五来氏はこのような墓上構造物の種類から殯の型を分類しておられる。

その中に、四本柱や一本柱あるいは一本柱の上に屋根をつけた殯をスヤ型殯と名附けておられる。⁽⁴⁾ 一般には一メートル位の高さであるといわれているが、高さ三メートルの丸太柱に四メートル四方位の屋根をのせた常設のスヤが岩手県沢内村新町の墓地の傍に立っている。このスヤは、現在は使われていないので屋根は骨組だけになってしまっており、かつては葬儀の際にこの四本柱の中央に棺を据えて、村人が総出で柱をまわって最後の別れをしたといわれており、その形は、相撲の四本柱や屋根に極めて類似している。葬儀の際には、おそらくこうした殯に死靈を封じ込め鎮魂する儀礼が行なわれて来たであろうと思われるので、もしかすれば、相撲の四本柱もこれに関係するものであつたのかもしれない。このように考えれば、四本柱の上有る屋根は、単なる聖地を現わすというものではなく、もとは凶事の原因となる祟りや災いをもたらしやすい悪靈をこの屋根の上に集め、相撲によつて鎮送しようとするものではなかつたかと思われる。それは現在四月十日に行なわれている京都市紫野の今宮神社の「やすらい祭」には、杜若、松、山つづじ、藤の花をつけた大きな赤い風流傘が、町内を練り歩くが、この花に悪靈を集め傘の下にやすらはせて、今宮神社にある御靈社に鎮送し封じ込めるのだといわれているので、相撲の屋根も又この風流傘と同じような意味をもつものではないかと考えられるからである。

また五来氏が、青山型殯の変型であるといわれているものに埴輪型殯がある⁽⁴⁾ が、おそらくその埴輪型殯であろうと思われる古墳から裸形の力士像が発見されたと報告されている。⁽⁴⁾ わずかな事例であるが、死靈を封鎖する呪物の一つとして、裸形力士像があつたと推察すれば、相撲は陵墓でもおこなわれたのではないかと思われる。

石川県羽咋市の羽咋神社で毎年九月二十五日(旧八月二十五日)に行なわれている「唐戸山神事相撲」は、俗に「水なし、塩なし、特つたなし」の相撲大会で知られているが、その相撲場は大きな摺鉢型の窪地である。羽咋神社の祭

神は垂仁天皇の皇子、石衡別王であり、側にその陵墓といわれる古墳がある。窪地の相撲場を唐戸山と呼ぶことについては、社伝によれば、古墳を造るとき唐人がこの地の土を運んだところから名付けられたとされているが、「唐戸」は唐櫃のことと死者を入れる棺のことをも意味し、又「山」も死者の世界を意味するのでもとは古墳のことを指したのではなかつたかと思われる。

九月二十五日は石衡別王の命日にあたるとされてきていることから考えても、この相撲も陵墓で行なわれて来た相撲の一つの例としてみることが出来るであろう。

窪地を相撲場とする例は、埼玉県岩槻市の八幡神社の神事相撲にもみることが出来る。ここには、八幡太郎義家が奥州攻めの際、八幡神を勧請し戦勝を祈願して軍扇を埋めたという由緒が伝えられている。

又相撲は山上でも行なわれてゐる。はじめにのべた滋賀県中山町の相撲は、村はずれにある周辺では一番高い丘陵の上であり、又同じ滋賀県日野町小井口の野神祭における神事相撲も村境の小高い塚の上で行なわれるがいづれも、その神座は神木と呼ばれる大きな木の前に石を積み上げ櫻の木あるいは竹四本で囲い竹で編んだ棚を上にのせたもので、御神体は芋と称され近くの川原で拾われた神聖な石である。このように山上に祀られた神座の前で神事相撲が行なわれているところをみても、かつては相撲が殯の前で行なわれていたのではないかと想像される。

節会の相撲は朝庭でおこなわれたが、朝庭は祭政が分化しない頃は、神聖な場とされていたであろうし、後に勝負を定めようとする意図をもつて相撲が行なわれるようになるとその場所に神を勧請し、ここを神聖な場と認めてきた。したがつて相撲は、ひとつは、神聖な場、神のります地でおこなつたことがわかる。さらに、殯の構造に注目すると、古くは、葬儀の場でおこなわれ、ことに殯の前でおこなわれたことがうかがわれる。

四 土師部と神人による相撲

相撲は、どのような人達によっておこなわれてきたのであらうか。

前述の垂仁紀の相撲の話では、相撲をしたのは当麻蹶速と野見宿禰である。このとき、野見宿禰は、天皇の召によつて倭直祖長尾市という人に従つて出雲より出て来た「遣倭直祖長尾市」喚^ニ野見宿禰⁽²⁾とある。

出雲における野見氏の仕事は、どのようなものであったのかはよくわからないが、『続日本紀』の桓武天皇天応元年六月二十五日にます「土師之先出自天穗日命」其十四世孫名曰^ニ野見宿禰⁽²⁾とあり、遠祖にあたる天穗日命は『日本書紀』神代紀⁽²⁾に、「時高皇產靈尊乃還遺二神勅^ニ大己貴神曰^ニ（中略）又當主汝祭祀者天穗日命」とあって大己貴神を祀る祭主となつたと記されているので、子孫にあたる野見氏もまた祭儀に關係する者であつたと思われる。

つづいて垂仁天皇の皇后日葉酸媛の葬儀の際、殉死を止めて埴輪に変えた功蹟がのべられている。「昔者纏向珠城宮御宇垂仁天皇世古風尚存^ホ葬礼無節每有凶事例多殉埋^ス于^ニ時皇后薨^{タマハシ}梓宮在庭帝願問群臣曰後宮葬礼為之奈何群臣對曰一遵倭彦王王子故事時臣等遠祖野見宿禰進奏曰如臣愚意殉埋之礼殊乖仁政非益國利人道仍率土部三百余人自領取埴造諸物象進之帝覽甚悅以代殉人号曰埴輪^トとあり、『日本書紀』には、「天皇厚賞野見宿禰之功亦賜鍛地即任土部職因改本姓謂土部臣是土部連等主天皇喪葬之緣也」とあり、土部の姓を賜り、天皇の喪葬をつかさどるようになつたことが記されている。

現在、奈良県桜井市に出雲という地名があり、土師部がこゝに住んでいたという伝説をもち、野見宿禰の墓といわれる大きな五輪塔がこの地の氏神、十二柱神社の境内にあるが、『播磨風土記』には「所以号立野者昔土師弩美宿我が国における相撲の発生に関する研究（山田）

禰　往來於出雲國、宿於早部野、乃得病死。爾時出雲国人來到、連立人衆、運伝、上川礫、作墓山、故号立野、即号其墓屋、為出雲墓屋とあり、立野で死んだことになっている。現在、竜野市の竜野神社の裏山には野見宿禰の墓といわれる古墳があり、十年程前までは、その命日といわれる四月十七日、十八日に相撲が行なわれていた。土師部の職能は延歴十六年四月一十三日の太政官府「應停^{ヨウリョウ}土師宿禰等例預凶儀^{ヨウイ}」に「其殯宮御膳誅人長。及年終奉幣諸陵使者。」（類聚三代格所收）とあり、埴輪をつくる以外に、殯の宮に御膳をあげること、誅を読む人の長であったこと、年末に御陵へ幣をあげるものであったことが記されており、葬儀にたづさわるものであったことが知られる。

一方の当麻蹶速は、「当麻邑」に住むとする。蹶速というのは、「日本書紀」の神代紀に「蹶散、此云俱穢簸邇々箇須」との訓じ方が記されているので、おそらくは、当麻村に住む粗暴な人を指していたのであろう。

当麻氏がどのような仕事をしていたのかは、『古事記』の開化天皇紀に、日子坐王の子、「小侯王者」当麻勾君之祖」とあるのみで、用明天皇の時に到り、『古事記』に「又娶当麻之倉首比呂之女、飯女之子、生御子當麻王」『日本書紀』に「葛城直磐村女広子、生一男一女、男曰「麻呂子皇子」此当麻公之先也」と記されるまでは、『紀・記』共にあらわされていないので定かではないが、田中比佐夫氏は、その著『二上山』において次のようにのべておられる。

当麻の地は、墳墓の地二上山へと道がつづく竹内峠の入口にあたる。おそらく大和地方から二上山へ埋葬するために運ばれて来る柩をこの地で迎え、最後の重要な鎮魂儀礼をおこなったのが当麻氏であったと考える。

又田中氏は、野見宿禰との相撲で当麻が殺されたと記されていることについても言及されている。
すなわち、日本書紀がつくられた時代は、当麻氏の全盛期であり、本来なら、当麻氏が相撲に負けたという不名誉

な記録を残すはずがないであろうが、それにもかゝわらずこの話だけを記しているのは、当麻氏が葬送儀礼に関与するものであることを社会的に位置づけられるのを怖っていたからではないか。といわれている。

田中氏の以上のような説によれば、当麻氏も又、葬儀にたづさわるものであつたといえる。

のことから考へられるのは、相撲が葬儀に関与する人達によっておこなわれていたのではないかということである。

相撲が凶事をはらうとき、凶事の原因となる祟り易い死靈を鎮送するところでおこなわれていたであろうことと考え合わせると、こうしたことがらに最も深くかゝわっていた殯葬儀礼の担当者等が相撲をおこなつたとしても不自然なことではない。

ところで、この野見宿禰と当麻蹶速は、ともに剛力者であつたことが強調されている。

当麻蹶速は、「強力以能毀角 申鉤」とあり、野見宿禰は、「亦蹈折其腰 而殺之」という表現で、当麻蹶速よりなお強かつたことをあらわしている。

皇極紀にみえる相撲も、健児、すなわち力の強い人が行つてゐる。

『古今著聞集』の相撲強力第十五にも、「相撲は最手、占手、或は左、或右、皆強力之致所也といえども、又取手の相遮事あるにや、昔は禁中にて其節をおこなはれ、諸国に強力の物を尋めされけり」と、昔から相撲は強力の人達によつて行なわれてきたことを認めてゐる。

このように力強さが、強調されるのは、力が強ければ強いほど、葬儀における鎮魂儀礼の効果が高められると考へられていたからであろう。

このことは、また人間が力に倚りたのむ氣持を持っていたことを意味している。この力には具体的にみえる形の大さや筋力だけではなく、人間を超えた不思議な力を求めていたにちがいない。『今昔物語』⁽⁶⁾には、節会相撲の最手（最強の相撲人）として有名であった、成村という相撲人が、素人の大学生と争って敗れ逃げ帰ったが、後にこの大学生を節会の相撲人として召し出そうした。しかしそのような大学生はいなかつた。そのことを「此レ希有ノ事也」と記している。これは人間ではない不思議な力をみた例であろう。

このような力は、しばしば、神の力と信じられてきている。

『古今著聞集』⁽⁶⁾には、相撲の節に召され、はじめて京にのぼる佐伯氏長という男が、途中で大井子という強力の女に遭遇し、強飯で養われたという話がのせられている。この大井子という強力の女は、田に水が引かれる頃、村人達が大井子の田には水が入らぬようにしたことを怒り、大石で水源を閉じてしまった。村人が詫びて、やっと石を取り除いてもらつたとあることから考えると、恩寵と懲罰の二面性を持つ山の神、田の神の化身として表わされていると考えられる。したがつて佐伯氏長は、この山の神・田の神に養われることによつて、神の力を得たのである。

このような力を持つものが、專業とまではいなかつとも、相撲をするという役割を担つていたことが考えられる。『続日本紀』の聖武天皇神亀五年四月二十五日には「勅曰 如聞 諸国郡司等、部下有騎射相撲及脇力者、輒給王公卿相之宅、有詔搜索」とあり、騎射、相撲、脇力者を、王公貴族宅の守衛としていたことがわかるが、ここにおいて、相撲は脇力者すなわち力の強いものと区別して記されている。

現在、神事相撲といわれている相撲を行う人は必ずしも強力者ではないが、これは神人とよばれたり、宮座の一員であるといった、神の資格を得たものである。

現在、山口県防府市の玉祖神社で行なわれる占手相撲は、神人と呼ばれている一人が行事所役（この神事では相撲をする人をこう呼んでいる）となつて相撲をする。又愛媛県大三島の大山祇神社の一人角力も、世襲の神人と呼ばれる人によつて行なわれている。兵庫県上鴨川の住吉神社での神の相撲や、滋賀県中山町の野神祭の神の相撲は、その年に宮座入りした子どもによつて行なわれる。又、石川県羽咋市の唐戸山神事相撲では、行司に神の資格が与えられている。

このように、神事の相撲では、たとえ身体的な力は小さくとも神の資格を得たものによつて行なわれていることがわかる。

節会相撲は、『江家次第』には、「遣諸国七道召相撲人也」とあり、諸国から集められた相撲人によつて行なわれているが、その人達がどのような人達であったのかはわからない。『今昔物語』の大学衆試相撲人成村語第廿一^四には、「陸奥國ニ真髪ノ成村ト云老ノ相撲人有ケル 直髪為村ガ父、此ノ有ル經則が祖父也」とあるところからみると、世襲的に相撲人となつていたものもあることがうかがわれる。又節会では、『内裏式』に「先出占手用四尺以小童 前一日於内裏量長短」とあり、童が相撲を行つてゐることが記されている。

以上のことから相撲は古代においては葬送に関与する人達によつて行なわれており、ことに力の強い人が求められ、相撲することを持つて仕事とする人もあり、世襲されていたことも考えられる。

又、相撲に求められた力は単に身体的な力よりもむしろ目に見えぬ悪霊を鎮め、祓うといった超人的な能力であるところから特別な資格をもつものによつて行なわれて來たことがわかる。

五 鎮魂の芸能としての相撲

これまで、どのようなとき、どこで、どのような人が相撲をしてきたかを考察してきた。ここではその相撲がどのようなものであつたかを考えてみたい。

すでにとりあげた『日本書紀』垂仁紀の相撲の話にふたゝび注目してみると、ここには

一人相対立、各拳足相蹶 則蹶_ニ折當麻蹶速之脇骨、亦蹈_ニ折其腰、而殺之

とあり、ここでの相撲は二人がむかいあつて足を挙げて踏むものであつたことがわかる。

まづ、足をあげて踏む＝足踏についてみてみる。

足踏みに限つてだけいえば、相撲にだけみられる特徴ではない。

岡山県西大寺市の西大寺では、修正会の結願の日にあたる日（現在では二月第三土曜日）に、近在の信者たちが多勢参加して、寺の境内に集り、裸にまわしをしめて、本堂西側にたてられている四本柱を中心に、押し合いながら盛んに足踏みを行う。これを元来は地押しと称していたが、その掛け声「エイヨウ」から、会陽とよばれている。すなわち、掛け声をかけながら足踏みをして四本柱をくぐりぬけ、本堂の外陣から内陣へと押し合い揉み合いすゝむのであるが、身動きも出来ぬほどの人達による足踏みの音が昔は四国までも響いたといわれているほどである。

このようにして悪魔をはらい修正会の効果をより高からしめようとするのだそうである。

おなじように、仏教寺院の修正会や修二会の結願の日には、このような多勢の村人たちが、裸になつて寺の境内や堂内で、押し合いながら足踏みをする例は多く、新潟県浦佐の毘沙門堂の押し合まつりや、大阪市四天王寺のドヤド

や、岩手県江刺郡黒石寺の裸祭り、京都市法界寺の裸おどりなどにみることが出来る。

また、奈良県五条市の念佛寺では、正月十四日の夕刻から深夜にかけて鬼走りの行法がおこなわれ、ダダオシと呼ばれている。

赤鬼の面をつけた父鬼、青鬼の面をつけた母鬼、茶色の面をつけた子鬼が、それぞれに右手に斧・杖・槌を、左手に松明をもつて順に登場し足踏みをする。この行事の間、同時に本尊の阿弥陀如来をまつる内陣と後室との仕切りの板戸を青年たちが思いきりたたく、その板戸は、まさしく後戸とよぶべきもので、厚さ五、六センチの松板でつくられている。

土地の人たちは、こうした鬼走りと乱声の両者を合わせたこの行事全体をダダオシと呼んでいるのである。そのダダは「地田太を踏む」のダンダであり、地面や床を踏んで大きな音を出し、悪魔を嚇して追いはらおうとするのである。

五来氏は、このダダは最もプリミティブな呪的舞踊の基本型であり、我が国の祭儀と芸能において最も神聖な動作としてながく伝承されてきているといわれている。⁸⁴

そういわれてみれば、能の足拍子、歌舞伎の六方、民間神楽や田楽の反閑とよばれている足踏みは、相撲の足踏、(四股)に類似している。

このような足踏をもつて荒ぶる神を追いはらおうとしたのは、『古事記』の須佐之男命の昇天にみる天照大神である。⁸⁵すなわち、

堅庭者、於_ニ向股_ニ踏那豆美、如_ニ沫雪_ニ蹶散而伊都之男建 跛建而待問

とあって、両股まで地に埋まるほどの強い足踏みをして、土を蹴散し、須佐之男命を威嚇したのである。

須佐之男命は、根の国すなわち死者の世界の支配者であり、荒ぶる神である。

相撲が二人でむかいあつて足踏みをするところに特徴があるとすれば、この天照大神と須佐之男命がむかい合つて、このような足踏みをするように、お互いを威嚇しあうことになる。

おそらくは、古代においては、社会共同体を外敵や悪魔から守るために、みんなでおこなつたものであろうし、その動作を二人がむかい合つて、お互いに悪魔と、これをはらう者とになって威嚇し、追はらう有様を模倣することもあつたであろう。

このように考えて來ると、「一人が向いあつて、足をあげて踏む」とある、野見宿禰と当麻蹶速の相撲は、悪魔役とこれに対する攘却役になつて演じられたものであり、その動作は、凶事の原因となる惡靈をはらい淨める咒術的意味をもつていたと思われる。

ここに当麻蹶速は、野見宿禰に殺されたとあるが、前述の田中比佐夫氏の説にもあることからみて、殺されたという表現は、野見宿禰がそれほどに強い足踏をして、惡靈を鎮めたというようによく解することもできると思う。「すもう」の語源には、「ススミアイ」とあり、また「セメアヒ」「スは裸、マイは手足の運動」とある。

この語源から、足踏みをしながら前進して來た二人が出合つてもなお、お互いに前に進もうとしてにらみあつて、いる姿を想像することができる。

このような姿を演じたのが、「すもう」の原初的形態であったと思われる。

現在では、このような古い時代の「すもう」と思はれるものに、山口県周防市の大祖神社で九月二十四日におこな

われる、占手相撲がある。

社伝によれば、仲哀天皇が熊襲征伐の折、神功皇后とともに行幸して神を祀り、軍の吉凶を占つたことにはじまる
とあり、もとは「夜相撲」といって夜におこなわれるものであった。

神門と鳥居の間に、四本の竹を立てて注連を張り巡らし、庭燎をたいておこなわれる。
その相撲は、宮司・神主らが神門で修祓をおこなった後、宮付主座から「不淨除守」が行司所役に渡されることか
らはじまる。

「不淨除守」は小さな串にはさまれた小さな守り札である。今は、受けとつてすぐに元に戻されるが、昔は、行事
所役の髪にさしていたという。この行事所役が相撲をおこなうのである。

二人は、東西にわかれ、お互にむきあつて立ち、まず左足を大きく斜めに一足踏み出して蹲居の姿勢をとり、つ
ぎに右足を斜めに大きく一步踏み出して又蹲居の姿勢になる。このようにしながら左・右・左と三歩前進し、行き合
つたところで相対して立ち、左手で自分の左の腰をポンと打ち、前の如く蹲居しながら、左・右・左と退ぞく。つぎ
また同じように進み行き合つた所で右腰を叩き再び退く。三回目に行き合つたところでは両手で両腰を叩き、四回目
には、右手の掌をお互いに示しあい、五回目には、左手、六回目には両手を示し合い、最後に行き合つたとき、二人
が、お互いの両手の指をつかみ合うようにして組み、足踏みをしながら、お互いの位置を交代し、組み合つた手で地
面を叩く。終つて二人は神前にむかつて両手をあげて鬨の声をあげる。いまでは、両手で地を叩いた数によって吉凶
を占うとされている。

これによく似た相撲は、兵庫県養父町奥米地の水谷神社でもみられ、ここではネット相撲とよばれている。占手

相撲のように、足踏をしながら前進・後進を繰返すが、ここでは行き合う度に右又は左の拳を握って前に突き出したり両手を同時に前に突き出したりといった勇ましい型を演じ、最後には左手でお互いの首を抱き入れて、掛けながら、大きく飛び上って一廻転する。

また、埼玉県岩槻市笹久保の八幡神社では九月十五日、亀能（神能）とよばれる相撲が子どもによつておこなわれる。ここには、永承年間に源義家が奥州にむかう途中、笹の生い繁つた窪地に軍配を沈め、八幡神を勧請して戦勝を祈願したときには相撲をおこなつたという伝説があり、もとは宮座の総領のうち三人がこれをおこなつたという。

その動作は、右足で踏む足踏みを中心に、腕をまわしたり、体を後にそらせたり、手ばたきをしたり、片腕を前に突き出したりするものである。

このように、同じ古式の相撲といつても、いろいろな型がみられるのは、おそらくお互いに相手を嚇し合うさまを、なるべく強く表現するために、いろいろと考案してきたものであろうと思われる。

勿論、この中には、押し合ったり、いどみ合つたりする型もあつたであろう。

これを争つているとみれば攻め合いとみられようし、演技とみれば、芸能の一種ともいえよう。そしてこれを一人でおこなえば、一人相撲となろう。

愛媛県大三島宮浦の大山祇神社では六月十七日、神田のお田植祭に「一人角力」が行なわれる。

神社の境内にある神田で早乙女による田植と平行しておこなわれるこの相撲は、神様と相撲をするといわれているが、その動作は、足踏みをしたり、はねたりしながら、前に押したり後にのけぞつたり、転んでみせたりするものである。

このように演技の型はさまざまであろうがいづれにしても、こうした相撲が、強い足踏を中心とするものであり祭儀の場でおこなわれる悪靈を鎮送し、あるいは封鎖する呪術として行なわれてきたことにはちがいはないなかろう。前述の『日本書紀』雄略紀では、妾女が相撲をおこなっている。

相撲が呪術としておこなわれたものであつてみれば、『古事記』の天石屋戸の話や、『日本書紀』の天孫降臨の話に出て来る天宇受売命は、「掛出胸乳」裳緒忍垂於番登也³³あるいは、「乃露其胸乳」抑裳帶於臍下付をもつて悪魔をはらう呪力としていると思われるから女性が「使脱衣裙」而著犢鼻露所相撲となつて相撲をおこなつてもおかしくはないであろうが、ここでは、犢鼻＝タフサギをするということに意味があるようと思われる。

吉田金彦氏は、その著『古代日本語をさぐる』³⁴のなかでタフサギについて述べておられる。

これによれば、タフサギはタブサキで漢字で書けば東尖・肉幸と書き、もともとは盛りあがつた部分をさす。そしてこのような所は神が馮依する神聖なところと考えられて来た。人間の肉体においても肉の盛り上ったところ(男根)を指し、この部分は、人間の肉体のうち最も聖なる部分、あるいは聖なるものの寄りくるところと考えられている。といわれているので、タフサギはこうした神聖なる部分を保護するとともに、神の依代としての布を意味するものと思われる。

雄略紀の妾女の相撲に「而著犢鼻」とあるのは、この意味であろう。

このようなタフサギをして赤土を顔や手に塗りつけるという扮装をもつて、神をあらはし、わざをぎをしたとあるのは、『日本書紀』に記される海幸・山幸の話である。すなわち海幸彦の火酢芦尊が山幸彦の火折命(彦火火出見尊)に降参して、その俳優となつた由来を語るものである。ここでは、

於是 兄著犢鼻、以赫塗掌塗面 告其弟曰 吾汚身如此 永為汝俳優者

とある。赤土を手や顔に塗るのは、これに神が馮依すべき、『よりまし』であることを示す扮装であるといわれている。

赤土やタフサギに神が馮依すれば、神そのものとなつて神態を演じることになろう。

現代、子どもが赤いまわしをして相撲をするのを、神の相撲とよんでいるのは、おそらくこの赤土とタフサギが結合したものと考えられるから、神の相撲は神態としての相撲の意味であつたと考えられる。

俳優は、神態を演じ神意を表示するものであつたともいわれている。

現在、兵庫県加東郡上鴨川の住吉神社では十月五日の神事において神楽や田楽、翁猿樂があり、そのすべての芸能が終ると、その年に宮座入をした子どもが赤いまわし・タフサギをつけて、神の相撲をおこなう。この地では、これを「神のすもん」と呼んでいる。

この神の相撲がおこなわれる前には、舞堂内では、道具の後片附けが、舞堂の前では神樂がおこなわれる。直垂姿に、頭にはガッソウと呼ばれる冠りものをつけ、右手に鉦をもち、太鼓、笛にあわせて舞うが、このとき舞堂内の衆は、『東には女はないか男みこ、女はあれどもおかみがきらいで男ミコ』を何度も繰返してうたう。この歌は、『梁塵秘抄』の神歌に『東には女は無きか男巫、さればや神は男には馮く』の系統をひくふるい歌であるといわれている。このことから考へると、この神樂は神懸りになるためのものであつたのかもしれない。その後に相撲がおこなわれるのには、諸悪魔をはらう神の姿を演じたものであろう。

隼人の舞は、呪術性と軍事性をおびた舞で服属芸能となつてから宮廷歌舞化したとみられているが、平城宮跡から

出土した隼人楯には、表に渦巻と三角形の文様があり、赤・黒・白の三色が描かれており、隼人舞に使用したものと推定されている。

この隼人の芸能の一つに相撲もあげられており、現在も大分県中津市伊藤田の古要神社でおこなわれている傀儡相撲は有名である。この相撲は、胡粉地に赤と黒の彩色をほどこし、頭髪を束ね、タフサギをつけた人形によつておこなわれ、もとは宇佐八幡宮の放生会に行なつていた神相撲であり、隼人らが、祖先の英雄的行為を讃え、その靈を慰撫するためにおこなつて来たものであると伝えられている。すなわち、傀儡相撲の人形は、祖先神であり、相撲はその神態であるとすれば、隼人が行つてきた相撲も又、同じような扮装で神態として演じられたものではなかろうか。

『日本書紀』には、「不離汝之垣邊 当為俳優之民也」とあり、俳優として朝廷に奉仕するものであることを示している。

隼人が、衛士として、皇居の護衛や、天皇の行幸に先立つて悪魔ばらいの役を務めたことはよく知られているが、天皇の陵墓の護衛にもあたつている。

『日本書紀』の清寧天皇元年十月九日に、「葬大泊瀬天皇于丹比高鷲原陵 千時、隼人晝夜哀号陵側」 与食不喫、七日而死」とあり又、敏達天皇十四年八月十五日に「三輪君逆使隼人相距於殯庭」とあって、^(細) 墓陵において鎮魂儀礼をおこなつていたことがわかる。

ここに相距というのは、『日本書紀』の注解には、「距」は、名義抄によればフセク、トブラフ、イタルと訓み、「相」は無意味の助字であるが、五来氏は「距」は「おどる」とも読むから鎮魂の呪的足踏であろうと指摘しておられる。もし「相」が「相手」「相槌」「相舞」のように「人を意味する語であるとすれば、あるいは、俳優として朝廷

に奉仕する隼人が行つた、一人がむかひあつて「おどる」こと、すなわち相撲(足踏み中心の威嚇演技)であったのかもしれない。

隼人は、『日本書紀』によれば、天武天皇十一年七月三日の「隼人多来 貢^ミ方物^ヲ」是日大隅隼人與^ニ阿多隼人^ヲ相撲於朝庭^ニ大隅隼人勝之^ヲ、持統天皇九年五月二十一日^{〔觀^ニ隼人相撲於西櫻下〕}とあり⁽⁴²⁾、朝廷に来て相撲をしたことが二度記されている。ことに前者には、「隼人多来」とあり、又「大隅隼人勝之」とあるので、何番も行なわれたことがうかがえる。又現在行なわれている古要神社での神相撲から、おそらく勝抜き戦であつたのであろうと思われるが、その詳細はわからない。

現代、最もよく知られている大相撲において、競技の前におこなう一連の作法、すなわち、蹲居、ちりを切る、四股、仕切りは、古代祭儀における鎮魂呪術の意味をもつた相撲のいくつかの型のひとつが残されてきたものと考える。

現在では、「仕切り」は、腰を落して両こぶしを仕切り線につく、いわゆる狛犬型であるが、以前は、むかいかつて立ち、陰陽の手あい、下段の手合、上段の手合い等さまざまな型があつたようである。これを手合いといふところからみれば、本来は、お互いが両手を合わせて相争い合う型をあらわすものであつたものと思われる。現代では殆んど見ることが出来なくなっているが、ショックリと呼ばれる余興相撲がこれにあたるものであつたのかもしれない。このような斗争するさまの演技としての相撲から宗教性と演技性が失なわれれば、斗争となるであろう。

本来人間の本能的な仕業といわれるほどの競技に、現在もなほ、さして必要もないと思われる動作を競技作法として残しているのは相撲が力競べから発生したのではなく、祭儀における俳優の演技から発生したことを証明しているのではないだろうか。したがつて、はじめにのべた、滋賀県中山町の神の相撲は、最も原初的な型の相撲であつたと

いえる。

以上、本研究では、人間が何らかの意味をもつて行って来た相撲に注目し、分け難いひとつのまとまりのある相撲を、あえて四項目にわけて、その発生について考察してきた。

ここでは、相撲の動作を、日本書紀垂仁紀の当麻蹶速と野見宿禰の記事から「一人でもかいあって、足をあげて踏む」ととらえ、このうち足踏に焦点をあわせてみた。

この足踏は、既に古事記に天照大神が昇天して来た須佐之男命に対抗して強い足踏をしたことに見出せる。そしてここでの足踏は、威嚇の呪的動作とみた。当麻氏も野見氏も葬送に関係していると考えられることや、日本書紀の皇極紀の構成から、相撲での足踏が葬送の場で葬儀として、鎮魂や封鎖の呪的動作であると考えられた。このような足踏みの型が神事相撲にみられるのは、この呪的動作の意味からであろう。

現在、一口に相撲といつても色々の種類がある。民俗行事としての神事相撲や神の相撲、泣き相撲、そして大相撲やスポーツ相撲、さらに、腕相撲や指相撲などが挙げられるが、これらをすべて総合してみると、共通するのは、本文には詳しくふれなかつたが、「一人でもかい合つて何かをする」ということである。この「何かする」を考えてみると、「力を競べ合うもの」と「型を示し合うもの(力くらべをしないもの)」に大きく二つにわけることが出来る。「力を競べ合う」にも、「体の部分をつかうもの(指相撲、足相撲)」と「全体で行うもの」にわかれる。この後者は現在ではスポーツの相撲にゆきついている。

「型を示すもの」の方は更に相撲が、威嚇や鎮魂の呪的機能を持つものであつたから、その呪的機能の意味だけを

伝えた、泣き相撲・笑い相撲や手を叩き合う系統と、呪的機能の意味が忘れられたり、変容したりしているが、型だけ伝えられている系統にわかれている。

大相撲は、「力をくらべあう、全身を持つて行う」系統の競技性と「型を示しあう」系統の演技性が結合したものであると考えられる。この演技性と競技性が結びついたのが、古くは、節会の行事に行なわれた相撲であろう。このようにみれば、大相撲が、節会相撲に由来するという説も理解することが出来る。

節会の行事の相撲は、後に相撲の節といわれるようになるが、このことについては、和歌森氏等の詳細な研究がある。

この相撲の発生に関する研究から、一応の相撲の系譜をも見通すことが出来るようだ。今後はさらに我が国の民俗の生活の中で相撲がどのような役割を果して来たかについて考えていただきたい。

引用文献

- (1) スポーツ辞典
(2) 和歌森太郎著「相撲今むかし」
(3) 和歌森太郎著「講座日本風俗史」第一巻
(4) 「日本書紀」日本古典文学大系 雄山閣
(5) 岩波書店
〃 前掲書
〃 前掲書
前掲書
前掲書

〔類聚国史第二〕国史大系

吉川弘文館

(31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9)	大江匡房 「江家次第卷第八」故実叢書	吉川弘文館 「日本三代実録前篇」国史大系 「日本書紀」日本古典文学大系 「類聚国史第二」国史大系	吉川弘文堂 岩波書店
三木彌 「葬と供養(1)」東方界昭和54・4	五来重著 「葬と供養(2)」東方界昭和53・7より連載中	五来重著 「葬と供養(3)」東方界昭和54・8	「角力舊記」古事類苑所収
三木彌 「宇佐神宮の原像」新人物往来社九九頁	三木彌 「古事記」日本古典文学大系	三木彌 「日本書紀」日本古典文学大系	「相撲私記」古事類苑所収
田中比佐夫 「二上山」	田中比佐夫 「播磨風土記」	田中比佐夫 「日本書紀」	「角力舊記」古事類苑所収
「古今著聞集」日本古典文学大系 岩波書店	「古今著聞集」日本古典文学大系 岩波書店	「古今著聞集」日本古典文学大系 岩波書店	「角力舊記」古事類苑所収
「古今著聞集」	"	"	"
吉川弘文堂 学生社	吉川弘文堂 岩波書店	吉川弘文堂 岩波書店	吉川弘文堂 岩波書店

我が国における相撲の発生に関する研究（山田）

一七八

五米重著	「続日本紀」	"	"
	「今昔物語」	"	"
	「祭と芸能」	雑誌まつり第2号所収	まつり同好会
	「古事記」	日本古典文学大系	岩波書店
	「古事記」	"	"
	「日本書紀」	"	"
吉田金彦著	「古代日本語をさぐる」		
	「日本書紀」	日本古典文学大系	
	「日本書紀」	日本古典文学大系	
五米重著	「葬と供養(2)」	東方界	昭和53・8
	「日本書紀」	日本古典文学大系	
(42)	(41)	(40)	(39)
参考文献			
五米重著	「続仏教と民俗」	角川選書—99	
	「講座日本の民俗宗教I」	弘文堂	
"	他編		
"	"	"	"
"	"	"	"
芸能史研究会編	「日本芸能史1」	法政大学出版部	
遠藤元男・山中裕編	「年中行事の歴史学」	弘文堂	
	6		